

**介護保険負担限度額  
認定証更新のお知らせ**

介護保険制度では、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所施設）利用者の負担軽減のために、所得段階に応じた食費と居住費等の負担限度額が設けられています。

この介護保険負担限度額の認定を受けるためには申請が必要です。

平成30年度に認定を受けていた方を対象に、5月下旬～6月上旬に更新のご案内を郵送します。引き続き認定が必要な方は高齢介護課で申請してください。

※有効期間開始日は、申請月の初日からになりますのでご注意ください。  
**必要書類**

- ◇介護保険被保険者証
  - ◇負担限度額認定申請書
  - ◇預貯金に係る通帳等の写し（配偶者がみえる方は配偶者の通帳等の写しもご提出ください）
- ※現在認定を受けていない方でも、平成30年中の所得や世帯の状況などにより対象になる場合がありますので、高齢介護課へお問い合わせください。

申請・問い合わせ  
高齢介護課 ☎0649

**後期高齢者医療制度で  
お忘れの申請はありませんか**

次に該当する給付の時は、2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

**後期高齢者医療制度の主な時効**

種類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費及び高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。

問い合わせ  
国保年金課 ☎0652

**寝具乾燥クリーニング  
実施のお知らせ**

寝具（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯乾燥クリーニングを無料で実施（年2回以内）します。

回数	申込締切	回収日	配送日
第1回	6月14日(金)	7月5日(金)	7月12日(金)
第2回	8月15日(木)	9月5日(木)	9月12日(木)
第3回	10月15日(火)	11月5日(火)	11月12日(火)
第4回	12月18日(水)	令和2年 1月8日(水)	令和2年 1月15日(水)

※希望する回にお申し込みください(年2回以内)。

**実施日**  
**対象者**  
65歳以上の者で構成される世帯で、自ら寝具の衛生管理を行うことが困難で世帯全員が次のいずれかに該当する方

- ◇身体障がい者手帳1級または2級所持者のうち肢体不自由の方利用できる枚数
- ◇掛け布団、敷き布団 各1枚
- ◇毛布 2枚まで
- ◇申込み  
高齢介護課へ申請書を提出してください（代行・郵送申請も可。ただし、電話での申請は不可）。※申請書は高齢介護課にあります。
- ◇問い合わせ  
高齢介護課 ☎0644

**中小企業のみなさんの  
設備投資を支援します**

地元企業の活性化、持続的発展を支援するため、中小企業の設備投資を後押しする制度を実施しています。

**支援内容**  
「生産性向上特別措置法」に基づき、新たに取得する償却資産に係る固定資産税が最初の3年間ゼロになる支援策や事業拡大に対する補助制度があります。  
※固定資産税の特例制度を受けるための要件及び対象設備、申請方法等については、市ホームページでご確認頂るか、経済課まで直接ご連絡ください。

問い合わせ  
経済課 ☎0638